

上場有価証券等書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「上場有価証券等」といいます。）の売買等（※1）を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

手数料など諸費用について

- (1) 上場有価証券等の売買等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に別紙「手数料表」に記載の売買手数料をいただきます。
- (2) 上場有価証券等を募集等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
- (3) 外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料及び租公課その他の賦課金が発生します（※2）。
- (4) 外国証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

- (1) 上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、商品、カバードワラント等(以下「裏付け資産」(※3)といいます。))の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- (2) 上場有価証券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- (3) 上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される(できる)旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。
- (4) 新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。また、新株予約権証券は、あらかじめ定められた期限内に新株予約権を行使しないことにより、投資金額全額を失う場合があります。

(平成26年4月1日)

上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- (1) 取引所金融商品市場又は外国金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- (2) 当社が自己で直接の相手方となる売買
- (3) 上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- (4) 上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- (5) 上場有価証券等の売出し

当社の概要

商号等	中原証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 126 号
本店所在地	〒103-0022 東京都中央区日本橋室町四丁目4番1号
連絡先	本店検査部（電話）03-3231-4319 又はお取引のある営業店にご連絡ください。
加入協会	日本証券業協会
指定紛争 解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター （電話）0120-64-5005 （受付時間）9：00～17：00（土・日・祝日等を除く）
資本金	5億円 （平成 26 年 3 月 31 日現在）
主な事業	金融商品取引業
設立年月	昭和 11 年 1 月 15 日

- ※1 「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。
- ※2 外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。
- ※3 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。
- ※4 本書面上の各有価証券には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書と同様の性質を有するものを含みます。

○その他留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。

該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ

（<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>）で、ご確認いただけます。

以上

手 数 料 表

1. 株式委託手数料表

【株券・ETF(上場投資信託)・REIT(不動産投資信託)等】

約 定 代 金	算 出 式
100万円以下の場合	約定代金の 1.242% (税抜 1.150%)
100万円超 ～ 300万円以下の場合	約定代金の 0.918% + 3,240 円 (税抜 0.850% + 3,000 円)
300万円超 ～ 500万円以下の場合	約定代金の 0.864% + 4,860 円 (税抜 0.800% + 4,500 円)
500万円超 ～ 1,000万円以下の場合	約定代金の 0.648% + 15,660 円 (税抜 0.600% + 14,500 円)
1,000万円超 ～ 3,000万円以下の場合	約定代金の 0.486% + 31,860 円 (税抜 0.450% + 29,500 円)
3,000万円超 ～ 5,000万円以下の場合	約定代金の 0.270% + 96,660 円 (税抜 0.250% + 89,500 円)
5,000万円超の場合	一 律 231,660 円 (税抜 214,500 円)
<p>約定代金の 1.242% (税込) に相当する額が 2,700 円 (税込) に満たない場合は 2,700 円 (税込) となります。ただし、売付けに拘る約定代金総額が 5,000 円未満の場合には当該売却代金総額に 54% (税込) を乗じた額が株式委託手数料となります。</p> <p>単元未満株式の売買委託手数料は 1 単元の約定にかかる委託手数料額を売買株数で按分した委託手数料をいただきます。</p> <p style="text-align: center;">【計算式】 1 単元あたりの手数料 × $\frac{\text{単元未満株数}}{\text{1 単元株数}}$</p>	

- (ご注意) 1. 委託手数料及び消費税の計算については以下によります。
- イ. 税抜委託手数料率により算出された委託手数料に円未満の端数が生じた場合にはその部分を切り捨てます。
 - ロ. 委託手数料に消費税を乗じた額に円未満の端数が生じた場合にはその部分を切り捨てます。
2. 約定代金総額については、同一銘柄につき同一日に成立したものであって、同一種類の注文によるものを1口として取り扱います。

2. 転換社債型新株予約権付社債委託手数料表

約 定 代 金	算 出 式
100万円以下の場合	約定代金の1.080% (税抜1.000%)
100万円超 ~ 500万円以下の場合	約定代金の0.972% + 1,080 円 (税抜0.900% + 1,000 円)
500万円超 ~ 1,000万円以下の場合	約定代金の0.756% + 11,880 円 (税抜0.700% + 11,000 円)
1,000万円超 ~ 3,000万円以下の場合	約定代金の0.594% + 28,080 円 (税抜0.550% + 26,000 円)
3,000万円超 ~ 5,000万円以下の場合	約定代金の0.432% + 76,680 円 (税抜0.400% + 71,000 円)
5,000万円超 ~ 1億円以下の場合	約定代金の0.270% + 157,680 円 (税抜0.250% + 146,000 円)
1億円超 ~ 10億円以下の場合	約定代金の0.216% + 211,680 円 (税抜0.200% + 196,000 円)
10億円超の場合	約定代金の0.162% + 751,680 円 (税抜0.150% + 696,000 円)

(ご注意) 1. 委託手数料及び消費税の計算については以下によります。

イ. 税抜委託手数料率により算出された委託手数料に円未満の端数が生じた場合にはその部分を切り捨てます。

ロ. 委託手数料に消費税を乗じた額に円未満の端数が生じた場合にはその部分を切り捨てます。

2. 約定代金総額については、同一銘柄につき同一日に成立したものであって、同一種類の注文によるものを1口として取り扱います。

3. 国債証券委託手数料表

額 面 総 額	算 出 式
500万円以下の場合	額面 100 円につき 43 銭 2 厘 (税抜 40 銭)
500万円超 ~ 1,000万円以下の場合	額面 100 円につき 37 銭 8 厘 (税抜 35 銭)
1,000万円超 ~ 5,000万円以下の場合	額面 100 円につき 32 銭 4 厘 (税抜 30 銭)
5,000万円超 ~ 1億円以下の場合	額面 100 円につき 27 銭 (税抜 25 銭)
1億円超 ~ 10億円以下の場合	額面 100 円につき 10 銭 8 厘 (税抜 10 銭)
10億円超の場合	額面 100 円につき 5 銭 4 厘 (税抜 5 銭)

- (ご注意) 1. 委託手数料及び消費税の計算については以下によります。
- イ.税抜委託手数料率により算出された委託手数料に円未満の端数が生じた場合にはその部分を切り捨てます。
 - ロ.委託手数料に消費税を乗じた額に円未満の端数が生じた場合にはその部分を切り捨てます。
2. 約定代金総額については、同一銘柄につき同一日に成立したものであって、同一種類の注文によるものを1口として取り扱います。

以 上